

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	確かな学力の育成に向けた取り組みに関する意識調査業務委託について
--------	----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

- ◇第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託、電磁的媒体の提供を伴う委託、重要な個人情報の提供等を伴う委託、指定管理者に公の施設の管理を行わせる、再委託、派遣労働者を受け入れる）

担当係 教育活動支援係 (担当部課： 教育委員会 教育指導課)
担当者 別 府 内線 (6 1 5 1)

事業の概要

事業名	確かな学力の育成に向けた取り組みに関する意識調査業務委託
担当課	教育委員会 教育指導課
目的	確かな学力育成に向けた取り組みに対する、関係者の意識を的確に把握するため。
対象者	区内小学校4, 6年生 及び 中学校2年生全員 (約3, 500人) 前記、児童、生徒の保護者全員 (約3, 500人) 全教員 (約900人) 学校評議員 (約400人) 総計 8, 300人
事業内容	区内各校が行っている、確かな学力の育成に向けた取り組みについて、前記対象者にアンケート調査を実施し、回答内容の集計及び統計処理を行う。 なお、アンケート項目の設定及び用紙等の印刷も含めて委託する。

件名 確かな学力の育成に向けた取り組みに関する意識調査業務委託について

区保有情報		委託業者及び委託に伴う提供情報	
保有課 (担当課)	教育委員会 教育指導課	委託先	(株)ベネッセコーポレーション 小中学校事業部
登録業務の名称	確かな学力育成に向けた取り組みに関する意識調査 (調査対象 約8,300人)		(再委託先) (株)両備サポートアンドサービス
情報はどのような媒体 に記録されているか	紙 電磁的媒体() その他()	情報はどのような媒体 で提供するのか、取 扱わせるのか	紙 電磁的媒体(CD-ROM) その他()
保有している 情報項目	対象者全員の調査回答内容 (児童、生徒 約3,500) ・学校名・学年、学級 (保護者 約3,500) ・学校名・学年、学級・続柄 (教員 約900) ・学校名・今年度担任学年、学級 ・前年度担任学年、学級・担当教科 ・教職歴・学校での勤務年数 ・校務分掌 (学校評議員 約400) ・学校名・評議員歴・居住地域 ・職業	左欄の保有情報のう ち、業務委託に伴い 提供する項目又は 処理を依頼する項目	同 左
委託の理由	確かな学力育成に向けた取り組みに対する、関係者の意識を的確に把握するため。		
委託内容	(株)ベネッセコーポレーション (1)意識調査用アンケート項目の設定 及び アンケート用紙等の作成 (2)アンケート用紙等の必要機材の配送 (3)回答内容の集計及び統計処理作業 (株)両備サポートアンドサービス 回答内容データ処理、出力作業		
委託の開始時期及び 期限	平成19年11月1日から平成20年2月28日まで(予定) ※来年度以降も、同内容で実施を予定		
委託にあたり区が行う 情報保護対策	・調査用紙の作成に際して、記載 内容から個人が特定できる可能性 を排除する。(出席番号の記載等) ・委託業務終了後、回答用紙を回 収する。 ・契約書に、別紙の特記事項を付 す。	受託事業者としての 情報保護対策	・委託事業者毎に、取扱責任者を 定め、契約期間中の情報管理に勤 める。 ・契約終了後、速やかに区の指示 により情報を消去、破棄する。

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。